## 平成26年度第2回兵庫県後期高齢者医療制度懇話会議 事 録

- 1 日 時 平成26年12月18日(木) 午後3時~午後4時
- 2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室
- 3 出席者
  - (1) 兵庫県後期高齢者医療制度懇話会委員 12名

(50音順、敬称略)

荒木 育夫、岩成 孝、大谷 敦子、柏 由紀夫、北川 加津美、衣笠 葉子、 久野 茂樹、島谷 俊秀、杉本 欣也、前田 武徳、政井小夜子、宮坂 淳一

(2) 事務局 10名

事務局長 土井 義和 総務課長 堀 勤一 資格保険料課長 株柳 典昭給付課長 北出 美穂 給付課課長補佐 堀 信也 他

- 4 議 事
  - (1) 医療保険制度改革に係る最近の国の動向と国への要望について
  - (2) 保険料不均一賦課の見直しについて
- 5 傍 聴 人 0名
- 6 議事の要旨
  - (1) 医療保険制度改革に係る最近の国の動向と国への要望について

資料に基づき、後期高齢者の保険料軽減特例の考え方や論点と動向、全国後期高齢者 医療広域連合協議会が国に行った要望内容の要点について説明した。

(2) 保険料不均一賦課の見直しについて

資料に基づき、不均一賦課制度に対する意見、見直した場合の影響、見直しの方向性、 経過措置の内容、今後のスケジュールについて説明した。

- 7 意 見 等
  - (1) 医療保険制度改革に係る最近の国の動向と国への要望について
- (委員) 3ページの現行のシステムについて、もう少しゆっくりと説明をしていただきたい。
- (事務局) 3ページの保険料軽減特例について、簡単に補足説明する。

まず、低所得者の軽減だが、均等割については、7割軽減、5割軽減、2割軽減という3種類があり、これは法令で定められた本来の軽減措置である。その7

割軽減の下のところに9割軽減、8.5割軽減という記載がある。今回、国が見直しを検討しているのは、1つはこの項目で、7割軽減が本来であるが、それに1.5割上乗せして8.5割軽減、あるいは所得要件によって9割軽減としている部分である。

それから、7割軽減の上のところに、右上に向かった矢印がある。矢印の右に 所得割、5割軽減とある。所得割については、これも特例措置ということで5割 軽減が設けられている。

元被扶養者の軽減については、均等割のみが賦課されるということで、これは 軽減ではなくて、もともとの保険料の算定の際に所得割は賦課されないというこ とになっている。これは後期高齢者医療制度に加入される前日に被扶養者であっ た方が対象になる。均等割に関しては、法令上は5割軽減ということになってい るが、特例で4割を上乗せして、9割軽減に拡大している。

それからもう1点、被扶養者の表の一番下に、「資格取得後2年間」ということで、対象期間の制限があるが、それを無期限に拡大し、3年目以降についても対象にしている。

こういったことが特例軽減の内容になっている。国が検討しているのは、その 上乗せ部分についてということだ。ただ、どの部分を見直すのかは、国の考え方 がまだ具体的に示されていない。

(委員) このように、本来、7割、5割、2割という均等割のところで軽減していこうというところに、9割と8.5割の軽減がある。さらに所得割では5割の軽減がある。それから、元被扶養者の軽減のところにも、本来5割だが、9割軽減が続けられている。こういうところを、国は徐々にではあるけれども見直していこうという方針なわけだ。

## (2) 保険料不均一賦課の見直しについて

(委員) 前回出た意見や会長のまとめにもあるように、基本的には廃止の方向でということで、該当の市町の御意見をお聞きいただき、どれもそれぞれ納得いくものであるが、まとめてみると、やはり廃止の方向で一応同意すると。豊岡市、香美町についても経過措置、あるいは緩和措置を講じることで廃止してもそれに同意するというふうに読める。具体的な案は、14ページ目で経過措置を事務局のほうから提示していただいた。(2)の①を読むと、現在、実施されている地区に限定して、要は新しく適用するところ増やさずに、現在のところに限定して2年間の経過措置を講じるということで、現在の既得権に配慮してということであるので、これは妥当な案かと思う。

また、ちょうど経過措置の期間が2年間ということで、それでもやはり必要な方についてどうなのかなと思ったが、20ページ目で長寿・健康増進事業の説明を聞き、やはり給付面での医療へのアクセスの格差というのは、やはり給付で解決していくべきであると。一応この事業で交付金を得ることで、保健事業を進めることでカバーをしていくということが出来るのであれば結果的には、廃止の方

向でよいのではないかと改めて思った。

- (委員) 15ページに「会長のまとめ」があるが、全くこのとおりだと思う。このようにやっていただいたらいい。いずれにしても、保険料というのは本当にばらつきがあり、いろんなことで不満のある方がたくさんいる。この公平さというものについては、現行の制度では、随分問題だろうというふうに思っている。出来る限り公平にして、この制度が存続するように、このままいけば、恐らく、この制度自体がちょっと問題になってくるのではないかなという感じがする。
- (委員) 15ページの「会長のまとめ」にあるように、廃止の方向で検討するということも妥当であると思う。経過措置、暫定措置については、実際に、結果的に元々保険料が安いというか、そんなに上がらないので、それが妥当かどうかという判断も必要だとは思う。ただ、実施市町の了解をとるのはなかなか難しいので、2年間の経過措置というのは妥当であると思う。県としても、行政として、特に僻地市の要請については積極的に国立の医学部の特別枠というものを活用し養成しているので、出来るだけそういう地域については、支援していきたいと思う。制度を廃止した後についても、そういう対応をしていきたい。
- (委員) この委員会には、4つの分野からそれぞれ代表して来ていただいている。今、 公益を代表する委員から御意見を頂いた。それから、保険者を代表する委員から も御意見を頂いた。ほかの分野としては、保険医、または保険薬剤師を代表する 委員の方々、それから保険者を代表する委員の方々の御意見があればどうぞ御遠 慮なく言っていただきたい。
- (委員) 国民健康保険のほうから出ているので、その立場から申し上げる。

国民健康保険においては、後期高齢者医療制度と同じ趣旨での不均一賦課という制度はない。後期高齢者医療制度だけがやっているということなので、そこら辺での不均衡があり、また、今後も後期高齢者医療制度は、継続していく情況の中、やはり他の都道府県ではやっていない制度をやってきたということなので、整理する時期であると感じる。

手続的には、28年2月の条例改正ということで、まだ1年以上あるので、この間に、もう少し丁寧な説明をされて、条例改正に臨まれるということがいいかなと考えている。

(委員) 皆さん方から出ている保険料の不公平というのは、これは絶対あってはならないと考えている。果たして、被保険者の方々が、こういう制度があるということを御存じないのではということも1つの問題だと。恐らく、全く御存じないと思っているので、出来るだけ早く、地元に伝えるべきじゃないかなと考える。これは、額としては決してそんなに多くはないと思うので、豊岡市、あるいは香美町がもっと続けろということであれば、行政のほうでその部分を負担してもいいぐらいの額じゃないかなと思う。負担するのが嫌ならば、そのまま認めるべきではないか。まして、激変緩和措置までやろうということなので、そんなことも考えたらどうかと思う。

確かに、こういう過疎のところもあるので、医療を十分受けられないから保険料を安くしてという話であるが、そういうことを言ってもきりがないので、十分な医療が与えられるところとそうではないところを、日本全国で見ると必ずあるので、ちょっと言い過ぎたかもしれないが、やはり出来るだけ公平な制度に戻していただくべきじゃないかなと思う。

ましてや、豊岡地域なんかはドクターへリを飛ばしている。それが兵庫県全体から見ると、公平かというとそうでもないと思う。逆に、十分過ぎるぐらい行き届いた状態があるのではないかと思うので、そこを考えると、このあたりで公平な制度にしていただくのは当たり前じゃないかなと思う。

(委員) 「医療保険制度改革にかかる最近の国の動向と国への要望について」も含めて ここでぜひとも御意見をお持ちの方は発表いただきたい。何かこれだけは言って おこうということをお持ちの方がいればと思うが。

> 今、それぞれの中で、意見を述べられている委員の発言に、頷きながら聞いて いた方もあったかなと思う。

(委員) それでは、本日の内容をもう一度確認したいと思う。

まず、議事1では、医療保険制度改革関連の最近の国の動向と国への要望について事務局から説明があった。保険料軽減特例の見直しについては、国の動向を引き続き注意して見ていくことが必要であると思う。

次に、議事2の保険料不均一賦課の見直しについては、8月に開催された前回の懇話会での、「現状と課題」の説明に引き続き、今回、その見直しの方向性について事務局から具体的な説明があった。前回の懇話会では、廃止という方向性や見直しの時期については適当であるという意見が支配的であったが、激変緩和措置の必要性について意見が出されており、今回新たに経過措置の案が、事務局から示された。その内容は、現在の不均一賦課実施地区に限り2年間、現在の料率軽減割合の2分の1とするというものであるが、各委員からの意見としては、基本的に事務局案に賛成というものが多数であったと思う。

この不均一賦課の見直しについては、来月1月15日に予定されている次回の 懇話会で最終の意見の取りまとめをしたいと思う。

本日のまとめとしては、このような形でよろしいか。

(異論なし)